

匝瑳市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和5年4月7日(金)午後3時から午後3時30分まで

2 開催場所 匝瑳市民ふれあいセンター2階会議室

3 出席委員

(1) 農業委員 (16名)

1番 椎名弘 委員	2番 滝田博司 委員
3番 伊藤明美 委員	4番 戸村光男 委員
5番 塚本一治 委員	6番 加瀬安男 委員
7番 大木正俊 委員	8番 土屋玲子 委員
9番 佐藤和 委員	11番 玉澤幸雄 委員
12番 高品文敬 委員	13番 鈴木茂 委員
14番 布施陽子 委員	15番 佐藤郁太郎 委員
16番 布施行雄 委員	17番 小林須美子 委員

(2) 農地利用最適化推進委員 (10名)

20番 小林重紀 委員	21番 椎名正和 委員
22番 平山敏之 委員	23番 宇野恵三郎 委員
24番 金城ハル子 委員	25番 土屋功 委員
26番 関口孝男 委員	27番 寺本利幸 委員
28番 江波戸和男 委員	29番 秋山菊次 委員

4 欠席委員

(1) 農業委員 (1名)

10番 石橋慎司 委員

(2) 農地利用最適化推進委員 (2名)

18番 林博之 委員 19番 太田孝夫 委員

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 3件

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について 4件

報告事項 (1)農地法第18条第6項の規定による通知について 2件

(2)利用権の中途解約に係る通知について 2件

その他

6 事務局職員出席者

(農業委員会事務局) 事務局員 3名

7 会議の概要

事務局 ただ今から令和5年4月農業委員会定例総会を開会いたします。

鈴木会長 委員の皆さん、本日は誠に御苦勞様です。
委員各位におかれましては、御多忙にもかかわらず御参集いただき、衷心より感謝申し上げます。

事務局 それでは、匝瑳市農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事進行は鈴木会長にお願いします。

議長 本日の出席農業委員は17名中16名で定足数に達しておりますので、会議は成立しております。

これより議事に入ります。日程第1の議事録署名委員の指名を議題といたします。

お諮りいたします。議事録署名委員の指名でございますが、議長指名にて御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 御異議なしと認めます。

よって議事録署名委員は、14番布施陽子委員、15番佐藤郁太郎委員を指名いたします。

以上で日程第1を終わります。

議長 続きまして、日程第2の議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第1号の議案書を御覧ください。番号1番から3番まで、利用権設定に関する件であります。

【議案第1号、番号1番から3番について議案書を基に朗読】

番号1番から3番までは、別添の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

議長 ただ今の説明に関して、地区担当委員から補足説明をお願いします。

6番 番号1番、2番、3番ついて、譲受人は同一人です。譲受人は農地を賃借

し、法人による新規就農を計画しております。譲受人は父親が経営している法人で8年以上の農作業経験をしており、比較的小さい木、松・竹・槇・山茶花等の栽培を計画しており、高所作業車及びトラック、農機具等は父親が経営している法人から無償で借りるそうです。また、作業員は植木業の経験を有する者を2名雇用するそうです。販売先も確保しているそうです。労働力や技術からみても問題ないと思われます。

議 長 事務局及び関係委員の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」、質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」、採決に入ります。

原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 賛成全員であります。
よって本案は、原案のとおり許可することに決しました。

議 長 次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第2号の議案書を御覧ください。

【議案第2号、番号1番から番号4番までを議案書を基に朗読】

番号1番について、専用住宅用地として畑447㎡を譲り受け計画するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号2番について、住宅拡張用地として畑1,862㎡の内65.62㎡を借り受け計画するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。なお、本案件には始末書が添付されております。

番号3番について、宅地分譲用地として畑210㎡を譲り受け、宅地251.14㎡と一体して計画するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号4番について、作業場用地として畑310㎡を譲り受け計画するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

議 長 　　ただ今の事務局の説明に関して、地区担当委員から御報告をお願いします。

7番 　　番号1番について、譲受人は現在、市外の賃貸住宅に居住していますが、結婚するのに合わせて申請地に専用住宅とカーポートを建築する計画です。農地区分については、第1種農地相当ですが例外規定に該当すると思われま
す。転用目的に問題なく、周辺農地への日照、排水等の影響はないと思いま
す。

4番 　　番号2番について、譲受人は姉弟の関係にあり、共有名義で所有する住宅
の一部が申請地に越境していることや、申請地を日常生活用の通路としても
使用していることから、改めて宅地拡張用地として転用を行うものです。農
地区分については、第1種農地相当ですが例外規定に該当すると思われま
す。転用目的に問題なく、周辺農地への日照、通風、排水等の影響はないと思
います。なお、申請地は母屋の建築から30年程度宅地として使用しているこ
とから、このことについて今後このようなことが起きないようにする旨の始
末書が提出されております。

17番 　　番号3番について、譲受人は不動産業を主とする会社です。譲渡人は高齢
なため農業ができず、農業後継者もないとのことで、不動産業を主とする
譲受人が、駅や幹線道路が近在し住宅地としての立地に適すると見込む申請
地を宅地分譲する計画です。農地区分については、第3種農地相当と思われ
ます。転用目的に問題なく、周辺への日照、排水等の影響はないと思いま
す。

8番 　　番号4番について、譲受人は10年程度、車の板金塗装関係の会社員をし
ており、今後、兼業で個人でも車の板金塗装業を行いたいため、申請地に作
業場を建築する計画です。農地区分については、第2種農地相当と思われま
す。転用目的に問題なく、周辺農地への日照、排水等の影響はないと思いま
す。

議 長 　　事務局及び関係委員の説明が終わりました。これに質疑、御意見はござい
ませんか。

(質問、意見なし)

議 長 議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」、
質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第2号について、採決に入ります。
議案第2号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求め
ます。

(挙手全員)

議 長 賛成全員であります。
よって本案は、原案のとおり決しました。

議 長 次に、報告事項について、事務局から報告をお願いします。

事務局 農地法第18条第6項の規定による通知が2件、利用権の中途解約に係る
通知が2件ありました。内容については、記載のとおりです。提出書類は完
備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理しました。

議 長 ただ今の報告事項について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議 長 特に発言がないようですので、以上で報告事項を終わります。
以上で、本日の議案の審議は全て終了しました。
本日、御審議いただいた案件は、

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について	3件
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定に ついて	4件
報告事項 (1)農地法第18条第6項の規定による通知について	2件
(2)利用権の中途解約に係る通知について	2件

でありました。

長時間にわたり、慎重審議をいただき誠にありがとうございました。
また、委員各位の御協力に感謝申し上げます。
これをもちまして、令和5年4月7日匝瑳市農業委員会定例総会を閉会い
たします。